

広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、原油価格の高騰、電気料金の値上げ等の影響により事業活動を縮小せざるを得ない中小企業者及び小規模企業者に対し、緊急的支援を行うため、広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (2) 小規模企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者又は同条第2項に規定する小企業者であって、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 燃料費 中小企業者及び小規模企業者が事業活動に供する重油、ガソリン、軽油、灯油、都市ガス又はLPガスに係る経費をいう。
- (4) 電気料金 中小企業者及び小規模企業者が事業活動に供する電気に係る経費をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる中小企業者及び小規模

企業者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 町税等町に支払うべき債務を滞納していないこと。
- (2) 町内において、事業を継続する意思があること。
- (3) 令和4年10月から令和5年3月までの任意の2月の燃料費及び電気料金の合計額が、それぞれ前年の同じ月と比較して増加していることが認められること。
- (4) 直近の法人税の確定申告又は所得税の確定申告若しくは住民税申告を行っていること。
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (9) 店舗等の営業に関連する関係法令を遵守していること。
- (10) 燃料費又は電気料金において、国、県等の公的補助金等を受けていないこと。
- (11) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、前条第3号に規定する増加の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1支給対象者につき60万円を上限とする。

2 支援金の支給は、1支給対象者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援金支給要件確認書（第2号様式）

(2) 別表に掲げる書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、支援金の支給の可否を決定し、広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 町長は、前条の規定により支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が適当でないとしたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

法人の場合	個人事業主・フリーランスの場合
履歴事項全部証明書	本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）
直近の事業年度分の法人税確定申告書	令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は住民税申告書
直近の事業年度分の法人概況説明書	令和4年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書
支援金振込口座確認書類	支援金振込口座確認書類
燃料費及び電気料金の領収書 ※取引状況証明書として通帳の写しを添付する場合は、請求書でも可	燃料費及び電気料金の領収書 ※取引状況証明書として通帳の写しを添付する場合は、請求書でも可
取引状況証明書（通帳、経理簿等）※領収書に対応するもの全て	取引状況証明書（通帳、経理簿等）※領収書に対応するもの全て